

# 公 募

下記のとおりETCカード利用業務の契約の相手方を公募します。

## 記

### 1 件名

ETCカード利用業務

### 2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において登録されている者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 仕様書に掲げる必須条件を全て満たす者であること。

### 3 応募要項を交付する場所及び日時

- (1) 場所 〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9  
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係  
電話 029-838-7217  
電子メール tsukubayoudo@maff.go.jp
- (2) 日時 令和8年3月18日(水)から令和8年3月26日(木)  
(ただし、行政機関の休日を除く。)

### 4 応募期限及び応募先（問合せ先）

- (1) 応募期限 令和8年3月26日（木）午後12時
- (2) 応募先 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係

### 5 その他

有効な応募が複数ある場合には、くじ引き抽選により1者に決定することとする。

令和8年3月18日

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局  
筑波産学連携支援センター長 田雑 征治

#### お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当センターのホームページ(<https://www.affrc.maff.go.jp/tsukuba/top/>)をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。